

追手門学院大学 資格等取得奨励金制度

【支給対象者】

本学の学部学生

【申請手続】

給付対象者の条件を満たした者が資格等に合格し奨励金の給付を申請する場合は、必要書類を就職・キャリア支援課、資格サポートコーナーに提出してください。
ただし、申請する資格が次の条件のいずれかに該当する場合は、申請を行うことはできません。

【申請不可条件】

- (1) 本学に入学するまでに受験した資格等
- (2) 合格発表日から起算して原則として1年を超えた資格等
- (3) 以前に本制度の申請を行い、奨励金の支給を受けた資格等
(ただし、税理士試験等科目ごとの申請を認めている場合を除く)
- (4) 資格等の取得、合格が新規ではなく、更新である場合
- (5) TOEFL スコア、TOEIC スコア等語学に関する資格等の取得で当該語学が母語である場合

【申請期間】

- (1) 毎年度5月1日から7月31日までの期間
(ただし、事務受付日、及び事務受付時間内に限る)
- (2) 毎年度10月1日から1月31日までの期間
(ただし、事務受付日、及び事務受付時間内に限る)

【必要書類】

- (1) 資格等取得奨励金申請書(所定の様式)
- (2) 資格等取得奨励金振込指定口座届
- (3) 資格等の合格証明書等の原本1部
(コピーとの照合のみに使用。原本の返却が不要な場合を除き、本人に返却)
- (4) 資格等の合格証明書等のコピー1部
(A3サイズを超える場合は縮小コピー可。ただし、原本を返却不要の場合は不要)

※ (1) (2) の書類は資格サポートコーナーにてお渡しします。